

垂井町告示第78号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和8年度一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理実施計画)を定めたので、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年垂井町条例第5号。以下「条例」という。)第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

垂井町長 早野 博文

令和8年度 垂井町一般廃棄物処理実施計画

1 基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるもののほかは、法及び条例の定めるところにより垂井町が処理する。
- (2) ごみは、可燃物、不燃物、資源物及び粗大ごみに分け、新聞・チラシやダンボール等の資源物については、資源回収や垂井町エコドーム利用等による資源の再生利用に努めるものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則とするが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、町の処理施設を利用して処分するものとする。
- (4) 特定分別適合物(ペットボトル、食品トレー、紙パック等)は、定期的に収集し資源の再利用に努めるものとする。また、垂井町エコドームの設置により、資源化可能物については資源化し、循環型社会の実現を図る。
- (5) 最終処分場の焼却灰を町外へ持ち出し処分することの検討や、埋立処分場への事業系一般廃棄物の搬入規制を一部行うこと等、処分場の長期的な運用を図り、安定的な利用と延命化を進め、これにより適切な廃棄物の処理を目指す。なお、焼却灰の県外の民間処理施設への持ち出しを継続することとし、長期的視野に立った計画的な排出を行う。

2 基本的事項

- (1) 対象区域 垂井町全域
 (2) 対象人口 25,344 人(令和 8 年 3 月 31 日時点)
 (3) 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 一般廃棄物の排出の状況(令和 7 年度実績)

種 類		排 出 量	
一 般 廃 棄 物	可燃物	6,192t	
	不燃物	211t	
	粗大ごみ	313t	
	がれきごみ	24t	
	有害ごみ	8t	
	資 源 物	金属類(缶類を除く)	29t
		金属類(缶類)	28t
		ガラスビン	102t
		ペットボトル	41t
		プラスチック製容器包装	9t
		プラスチック使用製品(プラスチック製容器包装を除く)	5t
		紙パック	5t
		紙・布類	243t
		廃油	3t
		陶磁器	9t
		インクカートリッジ	1t
		小型充電式電池	1t
		使用済小型家電	23t
		生ごみ	34t
	小計	533t	
計	7,281t		
し 尿 等	し尿	1,015kℓ	
	汚泥	10,504kℓ	
	計	11,519kℓ	

※小数点以下四捨五入

4 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収 集	中間処理	最終処分
可 燃 物	垂 井 町 排 出 者	垂 井 町	垂 井 町
不 燃 物	委 託 業 者 排 出 者	組 合	組 合
粗 大 ご み	垂 井 町 委 託 業 者 排 出 者	組 合	組 合
が れ き ご み	排 出 者	垂 井 町	垂 井 町
有 害 ご み	垂 井 町 排 出 者	組 合	組 合
資 源 物	垂 井 町 排 出 者	垂 井 町 委 託 業 者	委 託 業 者
し 尿	許 可 業 者	組 合	組 合
浄 化 槽 汚 泥	許 可 業 者	組 合	組 合
農 業 集 落 排 水 施 設 汚 泥	許 可 業 者	組 合	組 合

組合とは、不燃・粗大・有害ごみについては「西南濃粗大廃棄物処理センター」(養老郡養老町有尾字下池663番地)において処理することを指し、し尿・浄化槽汚泥については「大垣衛生センター」(大垣市荒川町852番地)において処理することを指し、以下同様とする。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収 集	中間処理	最終処分
可 燃 物	許 可 業 者 排 出 者	垂 井 町	垂 井 町
不 燃 物	許 可 業 者 排 出 者	組 合	組 合

なお、法第7条に規定する業者については、別表1のとおりである。

5 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

事業名	事業内容
減量意識の啓発	広報や出前講座等を活用し、ごみ減量意識の啓発に努める。
生ごみ処理容器等の普及促進	排出前段階での減量を目的として、電動生ごみ処理機や生ごみ処理容器、ダンボール等を用いたコンポストの普及団体や購入者への支援を行い、家庭からの生ごみの減量化を促進する。

イ 再資源化の方法及び再資源化量の見込み

区分	内容	資源化量
集団資源回収	地域住民団体等が実施する集団資源回収の普及促進を図るため、実施団体に対し補助金を交付する。	36t
直営拠点収集	資源物について、定められた収集拠点から、金属類、ガラスビン、プラスチック類、紙・布類、陶磁器、インクカートリッジ、小型充電式電池、使用済小型家電類等について、直営で収集し資源化を図る。	384t
資源物のステーション収集	資源物について、ステーション収集において、アルミ缶、スチール缶、ガラスビン、プラスチック製容器包装を、直営または委託により分別収集し資源化を図る。	70t

(2) 収集運搬する廃棄物の量の見込み、収集運搬及びその処分方法

廃棄物の処理	一般廃棄物の量	主体			
		収集運搬	処分	方法	
可燃物	6,125t	垂井町	垂井町	焼却・埋立	
不燃物	209t	(有)山元産業	組合	有価物回収後処理	
粗大ごみ	310t	(有)山元産業	組合	有価物回収後処理	
がれきごみ	24t	垂井町	垂井町	埋立	
有害ごみ	8t	垂井町	組合	埋立	
小計	6,676t				
資源物	金属類 (缶類を除く)	30t	垂井町	カワウチM.R.(株)	再生利用
	金属類 (缶類)	29t	(有)山元産業 垂井町	カワウチM.R.(株)	再生利用
	ガラスビン類	102t	垂井町	丸硝(株) ふちサカショウ	再生利用
	ペットボトル	43t	垂井町	指定法人 (株)エフピコ	再生利用
	プラスチック容器包装	79t	(有)山元産業 垂井町	(株)岐阜リサイクルセンター (株)エフピコ (株)HIKONE化成	再生利用
	プラスチック使用製品 (プラスチック容器包装を除く)	9t	垂井町	KSC(株)	再生利用
	紙パック	5t	垂井町	(株)イビ	再生利用
	紙・布類	217t	垂井町	(株)イビ	再生利用
	廃油	3t	垂井町	田中飼料(株)	再生利用
	陶磁器	9t	垂井町 (株)橋本	神明リフラックス(株)	再生利用
	インクカートリッジ	1t	垂井町	ジット(株)	再生利用
	小型充電式電池	1t	垂井町	JBRC	再生利用
	使用済小型家電	23t	垂井町 (株)光商会	トーエイ(株)	再生利用
	生ごみ	34t	垂井町	垂井町	再生利用
小計	585t				
合計	7,261t				

(3) 具体的な収集運搬・処分の概要(収集方法、対象地域、収集日等)

ア 可燃物(生活系)

(ア) 収集・運搬

可燃物の収集は垂井町が直営で行い、垂井町クリーンセンターへ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収集日
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以东)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	月曜日・木曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原・表佐・綾戸	火曜日・金曜日

(イ) 処分

垂井町クリーンセンターにおいて焼却処分し、焼却灰は垂井町矢取最終処分場において埋立処分する。なお、焼却灰に関しては、町外の民間処理施設へ持ち出す等、長期的視野に立った計画的な排出により施設の延命化を図る。

直接搬入された可燃物の内、ダウン割合 50%以上の羽毛布団については、郵送着払いにて河田フェザー(株)へ引渡しを行い、再生利用を行う。(有償)

(ウ) 住民の協力義務

- ① 町指定ごみ袋に入れ指定された集積場所へ収集日の当日朝8時までに出すこと。
- ② ごみ袋には名前を明記し、しっかり口をしぼること。
- ③ 生ごみは、水切りをできる限り行うこと。
- ④ 資源物をできる限り取り除き、ごみの減量化及び再資源化に努めること。

(エ) 処理手数料

生活系可燃ごみ処理に係る手数料は次のとおりとする。

ごみ袋の種類	手数料
大	50円/枚
小	30円/枚

(オ) その他

収集日以外の平日(特別な場合を除く。)でも、垂井町クリーンセンターへの直接搬入に限り、10kgあたり100円の手数料で処理できる。

イ 不燃物(生活系)

(ア) 収集・運搬

町委託業者((有)山元産業)が行い、西南濃粗大廃棄物処理センターへ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため、収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収集日
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以東)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	金曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原・表佐・綾戸	木曜日

(イ) 処分

西南濃粗大廃棄物処理センターにて処分を行う。

(ウ) 住民の協力義務

- ① 指定された集積場の町指定収集箱に、収集日の当日朝8時までに出すこと。
- ② スプレー缶等の揮発性のガスは必ず使い切り、また穴を開けてから出すこと。
- ③ 資源物をできる限り取り除き、ごみの減量化及び再資源化に努めること。

(エ) その他

収集日以外の平日(特別な場合を除く。)でも、西南濃粗大廃棄物処理センターへの直接搬入に限り、100kg以下は一律1,000円、100kgを超えた場合は10kg毎に100円加算の手数料で処理できる。

ウ 粗大ごみ(生活系)

(ア) 収集・運搬

収集方法は、戸別収集と拠点収集の併用で行う。

① 戸別収集

- ・ 直営及び委託により、指定日に個人宅の道路沿い又は玄関先から収集を行う。
- ・ 事前に決められた期間内に、町住民課へ来庁や電話等により予約をする。
- ・ 学校区を基本に5地区に分割し、6月・9月・12月・3月の年4回、収集日を指定する。

収集地区	指定日
垂井	第1木曜日
東	第1火曜日
宮代	第1金曜日
表佐・栗原	第1月曜日
府中・岩手	第1水曜日

② 拠点収集

住民が直接垂井町クリーンセンター又は垂井町エコドームへ持ち込む収集方法で、6月・9月・12月・3月の年4回、指定日に収集を行う。

収集場所	収集日			
	6月	9月	12月	3月
エコドーム	1日から7日まで(土、日を含む)			
クリーンセンター				
収集時間	午前9時から午後4時まで(土、日を含む)			

(イ) 処分

収集したものは垂井町クリーンセンター又は垂井町エコドームに搬入し分別を行い、資源物または不燃物として運搬及び処理を行う。

(ウ) 住民の協力義務

- ・ 個別収集は、予約指定した場所に指定日の当日朝8時までに出すこと。
- ・ 拠点収集は、収集場所に指定日の午前9時から午後4時までに出すこと。
- ・ 粗大ごみ処理券に、氏名、自治会名を記載し、粗大ごみに貼付して出すこと。
- ・ 出せる粗大ごみの個数は1世帯あたり収集期間中5点までとする。
- ・ ガラス製品等の割れやすいものは、ガムテープ等で飛散防止をすること。
- ・ 大型農機具、バッテリー、廃タイヤ、家電リサイクル法対象機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)及びパソコンは粗大ごみとして取り扱わない。
- ・ 収集出来る物は、パッカー車による収集運搬が可能な物に限る。併せて戸別収集は、1辺の長さが180cmを超えない範囲で、かつ荷台に積み込むことが出来る重さまでの物とする。

(エ) 処理手数料

粗大ごみ処理に係る手数料は次のとおりとする。

粗大ごみ処理券の種類	手数料
個別収集用処理券	200円/点
拠点収集用処理券	100円/点

(オ) その他

収集日以外の平日(特別な場合を除く。)でも、西南濃粗大廃棄物処理センターへの直接搬入に限り100kg以下は一律1,000円、100kgを超えた場合は10kg毎に100円加算の手数料で処理できる。

エ がれきごみ

(ア) 処分

業者を介さず自ら運搬し、町長の許可を受け垂井町手数料条例(平成12年垂井町条例第11号)に定めた手数料を納めてから、垂井町葉生理立処分場へ搬入するものとする。

(イ) 種類の指定

がれきごみは、瓦・レンガ・ブロック片・コンクリート片の4種類とする。

(ウ) 処理手数料

がれきごみ処理に係る手数料は次のとおりとする。

車種	手数料
最大積載量350kg以下の車に積載したもの	1台あたり2,200円
最大積載量350kgを超え、1t以下の車に積載したもの	1台あたり4,400円
最大積載量1tを超え、2t以下の車に積載したもの	1台あたり8,800円
最大積載量2tを超え、4t以下の車に積載したもの	1台あたり17,600円
最大積載量4tを超え、6t以下の車に積載したもの	1台あたり35,200円

オ 有害ごみ

(ア) 収集

① 有害ごみの収集は直営で行い、クリーンセンターへ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収集日
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以东)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	第2金曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原・表佐・綾戸	第2木曜日

② エコドームでの拠点収集により収集し、直営によりクリーンセンターへ運搬する。

(イ) 種類の指定

有害ごみは、ガスライター・平型乾電池・ボタン電池・筒型乾電池・蛍光灯及び水銀使用製品とする。

(ウ) 中間処理

クリーンセンターにおいて行う。

(エ) 運搬

直営により西南濃粗大廃棄物処理センターへ運搬を行う。

(オ) 処分

西南濃粗大廃棄物処理センターにより破碎、埋立処分を行う。

(カ) 住民の協力義務

- ① 指定された集積場の町指定収集箱に、収集日の当日朝8時までに出すこと。
- ② ライターのガスは必ず使い切ってから出すこと。

(キ) その他

収集日以外の平日(特別な場合を除く。)でも、西南濃粗大廃棄物処理センターへの直接搬入に限り、100kg以下は一律1,000円、100kgを超えた場合は10kg毎に100円加算の手数料で処理できる。

カ 資源物

カー1 金属類(缶類を除く。)

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、カワウチM. R. (株)の自己運搬により引渡しを行う。

(イ) 処分

カワウチM. R. (株)により再生利用を行う。(有償)

カー2 金属類(缶類)

(ア) 収集・運搬

- ① スチール缶及びアルミ缶の収集は(有)山元産業が行い、カワウチM. R. (株)へ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため、収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収 集 日	
	スチール缶	アルミ缶
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以东)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	第1・3・5 火曜日	金曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原・表佐・綾戸	第1・3・5 月曜日	木曜日

- ② エコドームでの拠点収集により収集し、カワウチM. R. (株)の自己運搬により引渡しを行う。

(イ) 処分

カワウチM. R. (株)により再生利用を行う。(有償)

カー3 ガラスビン類

(ア) 収集・運搬

- ① ガラスビン類の収集は直営で行い、丸硝(株)へ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため、収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収集日
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以东)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾	第1水曜日
府中・岩手	第2水曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原	第3水曜日
表佐・綾戸	第4水曜日

- ② エコドームでの拠点収集により収集し、直営収集へ引き渡す。

(イ) 処分

丸硝(株)により再生利用を行う。ただし、エコドームに搬入されたリターナブルビンについては、ぶちサカショウの自己運搬により引渡しを行い、再生利用を行う。(いずれも有償)

カー4 ペットボトル

(ア) 収集・運搬

- a ペットボトルの収集は直営で行い、クリーンセンターへ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため、収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収集日
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以东)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾	第1水曜日
府中・岩手	第2水曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原	第3水曜日
表佐・綾戸	第4水曜日

- b エコドームでの拠点収集により収集し、町の自己運搬により(株)エフピコへ引渡しを行う。

(イ) 中間処理

- a クリーンセンター内で減容作業を行う。
b 行わない。

(ウ) 処分

- a (公財)日本容器包装リサイクル協会の指定する再商品化事業者の自己運搬により引渡しを行い、再生利用を行う。
b (株)エフピコにより再生利用を行う。(有償)

カー5 プラスチック製容器包装

(ア) 収集・運搬

a ステーション収集

町委託業者(有)山元産業が行い、(株)岐阜リサイクルセンターへ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため、収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収集日
ビレッジハウス垂井・東駒引・垂井(南宮参道以东)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・太平洋工業寮・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	第2・第4 火曜日
垂井(南宮参道以西)・神田(東海道線以南)・宮代・栗原・表佐・綾戸	第2・第4 月曜日

b エコドームでの拠点収集

エコドームでの拠点収集により収集し、食品トレーは、町の自己運搬により(株)エフピコへ引渡しを行い、発泡スチロールは町の自己運搬により(株)HIKONE化成へ引渡しを行い、それ以外以外の物については、町の自己運搬により(株)岐阜リサイクルセンターへ引渡しを行う。

c まちづくりセンター等の公共施設におけるボックス収集

各地区まちづくりセンターでの拠点収集により収集し、町の自己運搬によりクリーンセンターへ運搬する。ただし、品目を食品トレーに限定する。

(イ) 中間処理

- a 行わない。
- b 行わない。
- c クリーンセンター内で分別作業を行う。

(ウ) 処分

- a (株)岐阜リサイクルセンターにより再生利用を行う。(逆有償)
- b (株)エフピコ(無償)、(株)HIKONE化成(無償)、(株)岐阜リサイクルセンター(逆有償)それぞれにより再生利用を行う。
- c 町の自己運搬により(株)エフピコに引渡しを行い、再生利用を行う。(無償)

(エ) 処理手数料

プラスチック製容器包装に係る手数料は次のとおりとする。

ごみ袋の種類	手数料
大	50円/枚
小	30円/枚

カー6 プラスチック使用製品(プラスチック製容器包装を除く)

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、KSC(株)へ自己運搬により引渡しを行う。

(イ) 処分

KSC(株)により再生利用を行う。(有償)

カー7 紙パック

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、(株)イビの自己運搬により引渡しを行う。

(イ) 処分

(株)イビにより再生利用を行う。(有償)

カー8 紙・布類

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、(株)イビの自己運搬により引渡しを行う。

(イ) 処分

(株)イビにより再生利用を行う。(有償)

カー9 廃油

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、田中飼料(株)の自己運搬により引渡しを行う。

(イ) 処分

田中飼料(株)により再生利用を行う。(有償)

カー10 陶磁器

(ア) 収集

- ① 陶磁器の収集は直営で行い、クリーンセンターへ運搬する。なお、収集業務を円滑に行うため、収集日及び場所を指定する。

収集対象地域	収 集 日
府中地区まちづくりセンター、敷原藤の森、新井集落センター、市之尾集会所、梅谷コミュニティ・センター、大滝林業センター、谷転作研修所、大石公民館、岩手地区まちづくりセンター、漆原集会所、伊吹転作研修所	7月、11月、2月の 広報で指定する日
府中コミュニティ・防災センター、清水児童公園、下町集落センター、保健センター、西町コミュニティ・センター、笹原・東二の二集会所、東地区まちづくりセンター、パナタウン集会所、平尾転作研修所、駒引コミュニティ・センター、神田会館、不破中学校北側、綾戸六社神社、旧垂井町まちづくりセンター	
南森下集会所、森下集会所、宮代地区まちづくりセンター、宮代転作研修所、天満集会所、朝倉運動公園管理事務所、日守コミュニティ・センター	
表佐東部コミュニティ・センター、表佐南体育館、表佐転作研修所、表佐新町会館、旧表佐幼稚園、栗原簡易水道水源地前、栗原地区まちづくりセンター	

- ② エコドームでの拠点収集により収集し、町の自己運搬によりクリーンセンターへ運搬する。

(イ) 中間処理

クリーンセンター内で分別作業を行う。

(ウ) 運搬

(株)橋本との委託契約により、神明リフラックス(株)へ運搬する。

(エ) 処分

神明リフラックス(株)により再生利用を行う。(有償)

カー11 インクカートリッジ

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、郵送着払いにてジット(株)へ引渡しを行う。

(イ) 処分

ジット(株)により再生利用を行う。(無償)

カー12 小型充電式電池

(ア) 収集・運搬

エコドームでの拠点収集により収集し、郵送着払いにてJBRCへ引き渡す。

(イ) 処分

JBRCにより再生利用を行う。(無償)

カー13 使用済小型家電

(ア) 収集・運搬

垂井町エコドームでの拠点収集により収集し、(株)光商会との委託契約により引渡しを行う。(株)光商会はトーエイ(株)まで運搬を行う。

(イ) 処分

トーエイ(株)により再生利用を行う。(逆有償)

カー14 生ごみ

(ア) 収集・運搬

直営により給食センター及び町立こども園から収集を行い、クリーンセンターへ運搬する。

(イ) 処分

クリーンセンター内の生ごみ処理機により堆肥化を行う。

キ 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出者による垂井町クリーンセンター又は西南濃粗大廃棄物処理センターへの直接搬入か、又は一般廃棄物収集運搬許可業者(別表1)への委託により搬入するものとする。また、産業廃棄物の一部(町が許可したものに限る。)を、一般廃棄物とあわせて搬入することができる。

ク 他市区町村等搬出ごみ

町内で処理が出来ない一般廃棄物を町外に搬出する場合は、法第6条第3項に基づく事前協議を行い、適正に処理を行う。

令和 8 年度計画搬出量

種 類	排出量	搬出先	処分方法	排出者
焼却灰	200t	入札により決定	埋立	垂井町
焼却灰 煤じん	100t	福島県いわき市四倉字芳ノ沢1-75 メルテックいわき(株)	再生利用	垂井町
プラスチック 製容器包装	75.0t	岐阜県安八郡輪之内町中郷新田1354番地 (株)岐阜リサイクルセンター	再生利用	垂井町
使用済小型 家電	23t	愛知県半田市港町3丁目90番地 トーエイ(株)	再生利用	垂井町
刈草	50t	愛知県愛西市下東川町蔵之段74番地 (有)八開チップ	再生利用	ジェイアール東海 建設(株)
刈草	50t	滋賀県米原市春照125番地 力興木材工業(株)	再生利用	ジェイアール東海 建設(株)
伐採樹木	1.5t	滋賀県長浜市泉町1370番地 (株)エスケイカンポスト	再生利用	トーカイテック (株)

(4) 関連施設の概要

ア 中間処理施設

- ・ 名 称 垂井町クリーンセンター
- ・ 所在地 垂井町表佐3594番地の1
- ・ 処理方法 機械化バッチ式
- ・ 処理能力 40t/日(20t/8h/2炉)

イ 最終処分施設

(ア) 最終処分場

- ・ 名 称 垂井町矢取最終処分場
- ・ 所在地 垂井町表佐3598番地の1
- ・ 処理方式 サンドイッチ方式
- ・ 面積(容量) 2,000㎡(約6,400m³)
- ・ 種 類 焼却灰

(イ) 埋立処分場

- ・ 名 称 垂井町葉生埋立処分場
- ・ 所 在 地 垂井町府中1081番地
- ・ 処理方式 サンドイッチ方式
- ・ 面積(容量) 2,901.6m³(6,901m³)
- ・ 種 類 瓦、レンガ、コンクリート片、ブロック

(ウ) 資源物収集拠点

- ・ 名 称 垂井町エコドーム
- ・ 所 在 地 垂井町岩手4254番地

6 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

処理形態	処理人口
計画処理区域内人口	25,344人
水洗化・生活排水処理人口	18,122人
下水道	11,987人
合併処理浄化槽	5,769人
農業集落排水施設	366人
水洗化・生活排水処理人口(単独処理浄化槽)	6,385人
非水洗化人口	837人

(2) 収集運搬、中間処理及び最終処分計画

ア 発生見込量、収集運搬及びその処分方法

廃棄物の種類	発生見込量	主体		
		収集運搬	処分	方法
し尿	841kℓ	委託業者 中央清掃(株)、(株)光商会、 (株)大垣クリーナー興業	組合	処理施設 で処分
汚泥	浄化槽	委託業者 中央清掃(株)、(株)光商会、 (有)岐北	組合	処理施設 で処分
	農業集落 排水施設	委託業者 (株)光商会	組合	処理施設 で処分

イ 収集体制

種類	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	別表2のとおり	月1回程度 計画表は別表3及び 別表4に定める。	バキューム式収集運 搬車による個別方式
汚泥		年1回以上	バキューム式収集運 搬車及び汚泥濃縮 車による個別方式

ウ 搬入者別内訳量

搬入者	項目	R8 計画量		R6 実績値		
		基数	発生量	基数	実績量	清掃率
中央清掃 (株)	し尿	143	240kℓ	265	225kℓ	-
	単独	862	4,140kℓ	909	4,131kℓ	94.1%
	小型合併	472		474		
	大型	19		24		
(有)岐北	し尿	-	-	-	-	-
	単独	3	670kℓ	3	679kℓ	100%
	小型合併	24		24		
	大型	2		2		
(株)大垣 クリーナー 興業	し尿	0	0kℓ	3	1ℓ	-
	単独	-	-	-	-	-
	小型合併	-		-		
	大型	-		-		
(株)光商 会	し尿	320	601kℓ	333	626kℓ	-
	単独	1,494	9,158kℓ	1,513	9,214kℓ	100.0%
	小型合併	1,377	(うち農集)	1,375	(うち農集)	
	大型	30	350kℓ	30	350kℓ	

(3) 具体的な収集運搬・処分の概要(収集方法、対象地域、収集日等)

ア し尿

(ア) 収集運搬

し尿の収集は、次の表にある垂井町の許可業者が毎月1回収集し、大垣衛生センターへ運搬するものとする(日程:別表2及び別表3)。なお、し尿の収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)第7条に基づく、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、計画収集区域内において、許可業者ごとに別紙「浄化槽・し尿汲取区域図」のとおり区域を定めて実施する。

(イ) 処分

大垣衛生センターにおいて行うものとする。

イ 浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬

浄化槽の清掃は、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の許可業者が各法の定めるところにより実施し、清掃に伴って生じた汚泥(沈砂・スクリーンカスを除く)は大垣衛生センターへ運搬するものとする。なお、浄化槽汚泥の収集運搬は浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、業務を行うものとする。

(イ) 処分

浄化槽汚泥等の処分は、大垣衛生センターの処理場において、し尿と併せて行うものとする。ただし、浄化槽汚泥等のうち沈砂・スクリーンカス等は産業廃棄物として処理する。

別表1

《一般廃棄物収集運搬業》

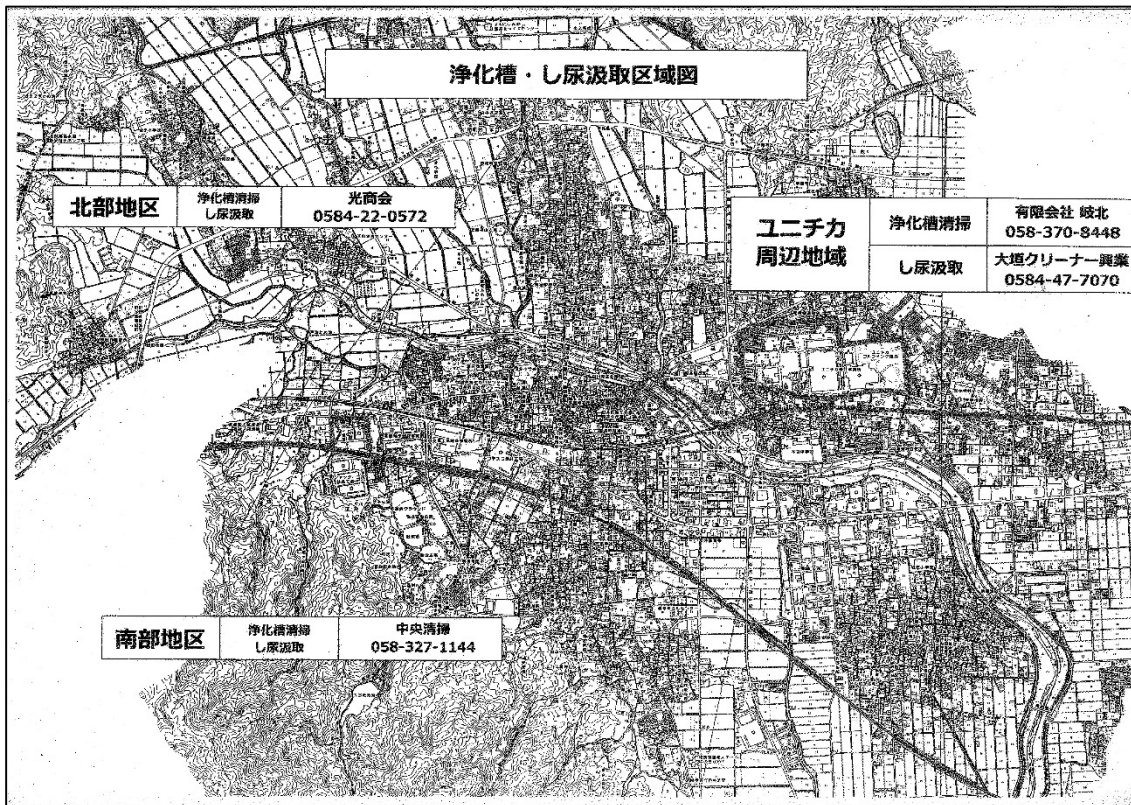
許可番号	郵便番号	住所	名称	TEL	作業区域	保有車両
垂井町指令 第116号	503-2103	垂井町梅谷1056番地	(株)光商会	0584-22-0572	し尿・浄化槽汚泥(北部地区)、 可燃物・不燃物(JR東海垂井駅 他24社)、 特定家庭用機器廃棄物	バッカー車×1台 ダンプ車×1台 コンテナ車×2台 パキユム車×3台 汚泥濃縮車×2台
垂井町指令 第117号	503-0953	大垣市割田1丁目656番地	岐阜サービス(株)	0584-89-7350	可燃物・不燃物 特定家庭用機器廃棄物	バッカー車×2台
垂井町指令 第118号	503-0015	大垣市林町1丁目46番地	大垣マフィア(株)	0584-78-9086	可燃物・不燃物	バッカー車×7台 ダンプ車×3台
垂井町指令 第119号	509-0106	各務原市各務西町1丁目232番地	(有)岐北	058-370-8448	浄化槽汚泥(ユニチカ(株)垂井工場、ユニチカパナタウン)	バッカー車×2台 ダンプ車×2台 コンテナ車×1台 パキユム車×3台 汚泥濃縮車×1台 外
垂井町指令 第120号	501-0222	瑞穂市別府1259番地の1	中央清掃(株)	058-327-1144	し尿・浄化槽汚泥(南部地区)	平ボディ車×1台 パキユム車×15台 汚泥濃縮車×3台 外
垂井町指令 第121号	503-2121	垂井町2310番地の3	(株)室建工	0584-22-0556	可燃物・不燃物、特定家庭用機器廃棄物	ダンプ車×2台
垂井町指令 第122号	503-2122	垂井町表佐2150番地の1	(有)山元産業	0584-23-1589	可燃物・不燃物(コノミヤ垂井店 他27社) 特定家庭用機器廃棄物	バッカー車×4台 ダンプ車×1台 コンテナ車×1台
垂井町指令 第123号	503-0112	安八郡安八町東結1092番地の1	(株)名 晃	0584-62-3411	可燃物・不燃物(アトホームサービス 他143社)	バッカー車×16台 平ボディ車×2台 クラム車×1台 コンテナ車×7台
垂井町指令 第124号	503-0808	大垣市三塚町998の2	吉川産業	0584-73-2269	可燃物(コムテスコ(株)岐阜・垂井工場)	平ボディ車×1台
垂井町指令 第125号	503-2112	垂井町蛸戸381番地	(株)新栄	0584-22-1409	可燃物・不燃物(三甲(株)岐阜第2工場 他13社) 特定家庭用機器廃棄物	バッカー車×1台
垂井町指令 第126号	501-1183	岐阜市則松2丁目157番地	(株)野々村商店	058-239-9921	可燃物・不燃物(あいかわ 他28社) 特定家庭用機器廃棄物	バッカー車×7台 コンテナ車×2台
垂井町指令 第127号	503-0933	大垣市外野1丁目16番地2	(株)大垣クリーナー興業	0584-47-7070	し尿(ユニチカ(株)垂井工場、ユニチカパナタウン)	パキユム車×4台

※ 網掛けの業者については、し尿のみ

《浄化槽清掃業》

許可番号	郵便番号	住所	名称	TEL	作業区域	保有車両
垂井町指令 第128号	503-2103	垂井町梅谷1056番地	(株)光商会	0584-22-0572	垂井町北部地区	パキユム車×7台 汚泥濃縮車×1台
垂井町指令 第129号	509-0106	各務原市各務西町1丁目232番地	(有)岐北	058-370-8448	ユニチカ(株)垂井工場、ユニチカパナタウン	パキユム車×3台 濃縮車×1台
垂井町指令 第130号	501-0222	瑞穂市別府1259番地の1	中央清掃(株)	058-327-1144	垂井町南部地区	パキユム車×22台

別表2



別表3

令和8年度 し尿汲み取り日程表

北部	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
府中	2	1	3	2	3	3	2	2	3	5	2	3
府中、清水	3	1	4	3	4	4	5	4	4	5	3	4
宮町、前川、金福地	6	7	5	6	5	7	6	5	7	6	4	5
本町、相生、共栄、幸和、一心会	7	8	8	7	6	8	7	6	8	7	5	8
國枝、追分、笹原	8	11	9	8	7	9	8	9	9	8	8	9
笹原、ユニチカ前、ユニチカ西、綾戸	9	12	10	9	10	10	9	10	10	12	9	10
綾戸、平尾、駒引	10	13	13	10	12	11	13	11	11	13	10	11
駒引、駒引住宅、市之尾	13	14	12	13	13	14	14	12	14	14	12	12
予備日	14	15	15	14	/	/	15	13	/	15	/	15
梅谷、大滝団地	17	19	18	17	19	16	19	17	16	19	16	17
大滝団地、大滝	20	20	19	21	20	17	20	18	17	20	17	18
新井	21	21	22	22	21	18	21	19	18	21	18	19
新井、大石	22	22	23	23	24	24	22	20	21	22	19	23
大石、宮之前、谷、菩提、田町	23	25	24	24	25	25	23	24	22	25	22	24
岩手、川原、長畑、下町、五明、伊吹、漆原	24	26	25	27	26	28	26	25	23	26	24	25
日守、戸海、金福地、泉、松島	27	27	26	28	27	29	27	26	24	27	25	26
松島、御所、宮代	28	28	29	29	28	30	28	27	25	28	26	29
予備日	30	29	30	30	31	/	29	30	/	29	/	30

別表4

令和8年度 し尿汲み取り日程表

南部	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
栗原	1	1	1	1	3	1	1	2	1,28	/	1	1
綾戸	3	1	2	3	3	2	2	4	2	4	2	2
習南、習中、習北、共栄、武田、在原、親和、勝一色、大門、三共、朝日、昭和、大興、天王、東和、若宮、福寿、坂の宮、新町	14	15	15	15	12	15	14	13	15	15	13	15
2回取り	14	15	15	15	12	15	14	13	15	15	13	15
宮処、北野、庄司川、天満、中屋敷、谷川、市場、神明	20	18	19	17	18	18	19	18	18	18	19	19
堅瀬古、横瀬古、谷中、大蜂、最横、西沢、城屋敷、南森下	20	18	19	17	18	18	19	18	18	18	19	19
末広、三和、神矢、駅新、駅前、栄、泉、東町、三友、神田、御所	24	25	24	24	25	25	26	25	25	25	24	24
野田、朝倉、旭西	30	29	30	30	31	30	30	30	28	29	26	30